悪臭に関する評価方法

施行 平成15年4月1日

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成15年横浜市規則第17号)第31条第9項別表第10により、 悪臭に関する評価方法は、次に定めるとおりとする。

事業所の臭気排出口及び敷地境界線における悪臭の指導指針値Xは、臭気指数で表示するものとし、次式により算出した値とする。

X = A + B + C + D + E

A、B、C、D、E値は以下の通りとする。

	し、D、E個は以	1 - 2 - 2 - 2 - 2 - 3 - 3		臭気排出口	敷地境界線
A値	基準の基礎となる数値			20	10
B値	事業所立地地域	甲地域	第一種低層住居專用地域 第一種中高層住居專用地域 第二種低層住居專用地域 第二種中高層住居專用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	0	0
		乙地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 市街化調整区域	3	3
		丙地域	工業地域工業専用地域	5	5
C値	排出口の高さ	8m未満		0	
		8 m以上15m未満		2	
		15m以上25m未満		5	
		25m以上		10	
D値	排出風量	50m³N/分未満		5	
		50m³N/分以上200m³N/分未満		3	
		200m³N/分以上		0	
E値	臭気質	一般に不快には感じないと認めるにおい			2
		その他			0

- 備考 1 測定方法は、悪臭防止法施行規則第1条に基づく臭気指数及び臭気排出強度の算定方法(平成7年 9月13日環境庁告示第63号)のとおりとする。
 - 2 臭気排出口における基準は、排出口ごとに与える。
 - 3 乙、丙地域に立地する事業所であって、それが甲地域に接する場合のB値は、敷地境界線についてのみ、それぞれ甲、乙地域の数値とする。
 - 4 甲地域に立地する事業所であって、それが主要な道路の沿線地域あるいは丙地域に接する場合のB値は、乙地域の数値とする。
 - 5 E値は、乙地域の敷地境界線にのみ適用する。
 - 6 臭気指数は、人の「におい」についての感覚量の変化に直接対応するもので、これは臭気濃度の対数値を10倍にしたものである。

X=10 log(臭気濃度)